

府 共 第 9 2 号  
令和 4 年 3 月 3 日

関 係 各 位

内閣府男女共同参画局長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、令和 3 年 4 月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である 4 月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和 4 年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

城谷、福井、林

TEL : 03-5253-2111 (内 37552,37555)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp